

文部科学省令

○ 原子力規制委員会規則 第一号

原子力規制委員会規則

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第三十条第一項後段及び第三十一条第一項後段の規定に基づき、独立行政法人放射線医学総合研究所の業務運営に関する省令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

文部科学大臣 下村 博文

原子力規制委員会委員長 田中 俊一

独立行政法人放射線医学総合研究所の業務運営に関する省令の一部を改正する命令

独立行政法人放射線医学総合研究所の業務運営に関する省令（平成二十四年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人放射線医学総合研究所の業務運営に関する命令

第二条第二項中「原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百十七号）第

二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下この項において同じ。）に起因する事故により放出された放射性物質から放出された放射線又は原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射線（以下この項において「事故由来放射線」という。）の人体への影響並びに事故由来放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に係るもの（以下「事故由来放射線障害予防等」という。）を「放射線の人体への影響並びに放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に係るもの」に改める。

第四条第二項中「事故由来放射線障害予防等」を「放射線の人体への影響並びに放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に係るもの」に改める。

附 則

この命令は、平成二十五年四月一日から施行する。